

令和7年12月11日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

農地中間管理機構への貸付農地に対する 固定資産税の軽減措置適用漏れについて

愛知県農地中間管理機構へ貸し付けた農地の一部について、固定資産税の軽減措置が適用されていなかったことが判明しました。

軽減措置が適用されていなかった皆様には、心より深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう、再発防止に努めます。

なお、詳細については下記のとおりです。

記

1 概要

市内外に所有する農業振興地域内の全農地（10a未満の自作地を除く）を同一年に新たに農地中間管理機構に貸し付けた場合に、貸し付けた農地の固定資産税課税標準額が一定期間（貸付期間が10年以上で3年間、15年以上で5年間）2分の1に軽減されることとなっています。

今回、他県での制度が適切に運用されていなかった旨の報道を受け、本市においても過去に遡って調査を行った結果、軽減措置を適用していなかった事案が判明したものです。

2 12月1日時点の調査結果

制度開始（平成28年度）から令和6年度までに貸し付けた方で、軽減措置の対象となる可能性のある方は117人、軽減されるべき固定資産税額は総額約54万円の見込みとなっています。

3 原因と再発防止策

職員の制度に対する理解不足及び引継ぎの不備により、農務課（農業委員会事務局）から資産税課へ必要な情報提供ができていなかったため発生したものです。

再発防止に向けては、国県等からの情報の職場内での共有や、関係各課との情報連携体制の強化等をあわせ、事務手続きの適正化を徹底します。

4 今後の対応

農務課（農業委員会）より、軽減措置の対象となる可能性がある方に、市外に農地を保有されているか郵送により確認させていただきます。その結果をふまえ、軽減措置の対象となる方には、後日、個別に還付案内をお送りします。

【お問合せ先】

- ・豊川市役所 産業環境部 農務課（農業委員会）波多野・森近
TEL:0533-95-0262 Eメール：nomu@city.toyokawa.lg.jp